

## イメージデータで提出可能な添付書類 (消費税確定申告(法人))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「消費税の還付申告に関する明細書」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(消費税確定申告等\)](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

項目	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
消費税及び地方消費税申告 (一般用)	国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細	無